

議案第 3 1 号

三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

三次市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

三次市過疎地域持続的発展計画第 5 項第 3 号の表中

「

徳市 535・553 号線（改良舗装） L = 600m W = 5.0m	三次市	
--	-----	--

」を

「

徳市 535・553 号線（改良舗装） L = 600m W = 5.0m	三次市	
馬洗川堤防線（歩道設置） L = 180m W = 7.2m	三次市	

」に、

「

上板木大力谷線（亀丸橋） L = 11.0m W = 4.4m	三次市	
------------------------------------	-----	--

」を

「

上板木大力谷線（亀丸橋） L = 11.0m W = 4.4m	三次市	
西酒屋仁賀線（備北大橋） L = 159m W = 7.0m	三次市	

」に、

「

(3)林道	県営幹線林道比和・新庄線整備事業（君田布野区間）	三次市	
-------	--------------------------	-----	--

」を

「

(3)林道	県営幹線林道比和・新庄線整備事業（君田布野区間）	三次市	
(8)道路整備機械等	除雪機整備事業	三次市	

」に

改める。

三次市過疎地域持続的発展計画第9項第3号の表中

「

布野生涯学習センター周辺整備事業	三次市	
------------------	-----	--

」を

「

布野生涯学習センター周辺整備事業	三次市	
ジミー・カーターシビックセンター改修事業	三次市	

」に、

「

みよし運動公園テニスコート改修事業	三次市	
-------------------	-----	--

」を

「

みよし運動公園テニスコート改修事業	三次市	
-------------------	-----	--

カーター記念球場改修事業	三次市	
--------------	-----	--

」に

改める。